

流山 九条ニュース

「九条の会・流山」事務局
石林 7154-7511 三原 7152-6559
山田 7144-3993



2013.9.1 NO.90

「九条の会・流山」HP: <http://www.nagareyama9.org/> メール: info@nagareyama

緊急憲法学習会 自民党改憲案の目指すもの

講師 隅野隆徳さん
専修大学名誉教授 (憲法学)

◆2013年9月15日(日)

13:30開会

◆流山市第2コミュニティホーム
(長崎小学校隣 通称 怪獣公園)

流山市野々下3-797 電話04-7144-4258

東武野田線豊四季駅南口徒歩10分

☆グリーンバス(南柏駅行き)があります

おおたかの森駅西口 13:15

豊四季駅南口 13:28

長崎小学校入口下車 13:29

<参加費: 無料>

内閣法制局長官すげ替え

解釈改憲本格化

9条改憲に意気込んでいる安倍内閣は9条が容易でないとなると外堀から96条改憲を狙っています。しかしこれも改憲派からさえ反対論が出ると、今度は「改憲できないなら、解釈を変えろ」と内閣法制局長官を「集団的自衛権」容認派の前駐仏大使小松一郎氏にすげ替えました。内閣法制局長官は法律専門の官僚として、一定の権威を持ち、時の政権の思惑で法体系が崩れるのを防いできたはずですが、ついにここまで手を付けて強引に実質改憲を進め、海外派兵を進めようとしています。

安倍内閣秘密保全法に意欲

政府は秋の臨時国会に秘密保全法案提出を決めました。国が安全保障に関する「特定秘密」と指定した情報を漏らした公務員などに厳罰を科するものですが、公務員に限りません。

以前から国家機密法などとして成立を狙ってきたものですが、多数を背景に一挙に実現を図ろうとしています。

罰則は、特定秘密を漏らした国家公務員は最長で懲

役10年。さらに民間人でも、特定秘密を得るために「不正アクセスしたり、そそのかしたり」すれば懲役10年となる。現在の国家公務員法の守秘義務違反(懲役1年以下)よりはるかに重いのです。

こんな法律が通ればマスメディアはますますこうした情報を探ろうとしなくなり、政府発表しか報道せず「大本営発表」しかなくなることはあきらかです。

なぜいま? 同盟国の米国などと情報共有を進める必要があるため、漏洩(ろうえい)に対して厳罰化を図るのだといいます。アメリカの最高機密情報であった秘密盗聴記録を告発した元CIA職員スノーデン氏は米国内法で訴追され「死刑は確実」と国外に逃れざるを得なかった。日本も含めて世界の首脳の会話や外交情報、国連の秘密会議まで盗聴されていたというのに日本政府は抗議をするでもなく、その彼をなんと日本のNHKやいくつかの新聞は未だに「容疑者」と呼ぶ。彼は日本にとって犯罪者ではない。アメリカ政府の立場で報道する見識の無さ。アメリカ政府こそ盗聴の犯人なのに。)

はだしのゲンと 高校教科書

いま世界各国で、中沢啓治のマンガ「はだしのゲン」が翻訳されて読まれ感動を呼んでいる。「はじめて原爆の実態を知った……」。その一方で当の日本では松江市の教育委員会が子どもへの閲覧制限を要請(?)して問題となった。抗議が殺到し慌



て言い訳をし撤回したが、手続き論でごまかし、誤りを認めて撤回はしていない。また実教出版の検定済み高校教科書を都教委などが高校長に、採用するなど圧力を掛けている。君が代強制に触れているのが気に食わない? 焚書を許すな。

安倍氏のネット戦略

東京新聞に「安倍政権のネット戦略」という本が紹介されている。インターネット上の会話として「人権や憲法を守ろう」という文言は良い子の言論として見向きもされない。安倍氏が訴える改憲など力強い言葉に客がつく。「ネットウヨ(ネット右翼)は圧倒的に非正規労働者が多く、高学歴で幸せそうなマスコミを引きずり降ろそうとする」「安倍氏はこれを利用し批判的なテレビがあると側近にフェイスブックへ批判を書きこませ、ネット右翼を煽っている。」

沖縄 ヘリ墜落に抗議 宜野座村村民大会に1100人

8月5日沖縄宜野座村で米軍ヘリHH60が墜落、火事が発生しました。大事件にもかかわらず事故直後に日本への通報も無く、事故現場への消防、警察、報道などの立入も米軍基地内であることを理由に排除し、日本の土地でありながらまるで異国。日本政府は事故原因を明らかにして教えてくれというだけでした。



戦闘捜索救難ヘリ HH60

8月22日宜野座村では村民1100人が集まり 怒りの村民大会を開き強い抗議の声をあげました。

米軍はオスプレイ追加配備に影響が出ることをおそれて、一時同型機の飛行中止を伝えましたが、その後原因も明らかにしないまま訓練再開しています。そもそも機体の異常などだけが問題のような報道そのものがおかしくないだろうか。パイロットの健康状態や異常行動の有無など、日本の航空機事故なら当然究明されなければならないはずです。

沖縄のヘリ事故などの対応のひどさに改めて日米関係の異常さに驚きと怒りが広がっています。その根源は日米安保と地位協定です。今回は参考に安保条約の抜粋を載せます。()内は注釈

「日本国とアメリカ合衆国との間の 相互協力及び安全保障条約」

1960. 1. 19署名、1960. 6. 23 発効

日本国及びアメリカ合衆国は（中略）両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よって、次のとおり協定する。

（下線は目的が日本の安全ではないことを示す）

第一条：（略）

第二条：締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。（日本は米国の経済政策に協力を義務付けられた）

第三条 締約国は、個別的及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。（防衛力

増強は条約上の義務となる）

第四条：締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。（いわゆる事前協議だが一度も実施されたことが無い。すなわちどんな事態が起こっても日本政府は協議を申し入れたことは無い）

第五条：各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。（日本をアメリカが守るかのようにいわれるが、在日米軍が攻撃されたら日本は共同で戦うことを義務付けられた。）

第六条：日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。（略）（「施設及び区域」とは基地の事であり、米軍基地を「使用することが出来る」のではなくただ「許される」として無条件である。したがって米軍は思うように日本中に首都にまで米軍基地を作らせることが出来るという先進国ではありえない全土基地方式。そして日本の安全だけでなく極東を範囲に入れている。）

第七条、第八条、第九条（略）

第十条：

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。（安保条約廃棄是一片の通告で日本政府がその意思を示せば無くすことができる。）、

9月9日(月)の定例駅宣

9月9日(月)は「おおたかの森駅」

15:30~16:30です

駅でなくてもいいのです。

チラシ配布を貴方も

「安倍自民の解釈改憲、危機的な福島第一原発」、何かしたいとお思いの方。連絡くださればチラシお届けします。出来るところで声を広げましょう。

カンパはこちらの郵便振替口座へ

00130-5-464735 口座名 九条の会流山